

# 共同 CMS 利用規定

株式会社 SBI 新生銀行

## 1. 共同 CMS

この規定でいう「共同 CMS」とは、株式会社 SBI 新生銀行（以下「当行」といいます。）と株式会社 NTT データ（以下「NTT データ」といいます。）に対し所定の申込手続を完了し、その双方の基準に適合した方（以下「利用者」といいます。）と当行とが、NTT データが運営する共同 CMS センター（以下「CMS センター」といいます。）を経由して利用者 と 当行 と の 間 の 取 引 に 関 す る デ ー タ を 通 信 回 線 を 通 じ て 授 受 す る サ ー ビ ス （ 以 下 「 本 サ ー ビ ス 」 と い い ま す 。 ） を い い ま す 。

## 2. 本サービスの取扱いの開始

本サービスの利用は、上記 1. の申込手続が双方とも完了し、NTT データが利用者に対して通知した開始日から開始されるものとします。利用内容に変更があった場合も同様とします。

## 3. 授受データの範囲

（ 1 ） 本 サービス にお け る 授 受 デ ー タ の 範 囲 は 、 当 行 所 定 の 申 込 書 お よ び N T T デ ー タ 所 定 の 申 込 書 に よ り 契 約 し た デ ー タ と し ま す 。

（ 2 ） 金 融 E D I サ ー ビ ス 利 用 （ E D I 情 報 の 受 取 ） に つ い て は 、 所 定 の 申 込 書 に よ り 届 け 出 た 利 用 者 の み 利 用 で き る も の と し ま す 。

## 4. マルチバンクレポートに係るデータの開示

当行は、利用者から CMS センターに対する照会の有無にかかわらず、上記 3 . の本サービスにおける授受データのうちマルチバンクレポートに係るデータのすべてを、当行および NTT データ所定の方式により、定期的に CMS センターに送信します。

## 5. 一括データ伝送サービスに係る個別契約の締結

本サービスにおける一括データ伝送サービスを利用するにあたり、利用者は当行所定の申込書とは別に、当行との間で、当行所定のデータ伝送に関する契約書等を締結するものとします。

## 6. 機密保持

利用者は、本サービスの利用により知り得た情報について第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は、利用者が負うものとします。

## 7. 変更・解約

（ 1 ） 利 用 者 は 、 本 サ ー ビ ス の 利 用 内 容 ま た は 届 出 事 項 を 変 更 す る 場 合 、 そ の 変 更 内 容 を 当 行 所 定 の 申 込 書 等 に よ り 、 当 行 に 届 出 る も の と し ま す 。

（ 2 ） 本 サービス は 、 利 用 者 ま た は 当 行 の 都 合 に よ り い つ で も 解 約 で き ま す 。 た だ し 、 利 用 者 の 都 合 に よ り 解 約 す る 場 合 は 、 所 定 の 申 込 書 に よ り 当 行 に 届 出 る も の と し ま す 。

（ 3 ） 本 サービス 利 用 内 容 ・ 届 出 事 項 の 変 更 ま た は 解 約 は 、 当 行 お よ び N T T デ ー タ の 手 続 き が 完 了 し た と き よ り 効 力 を 生 じ る も の と し ま す 。

（ 4 ） 上 記 （ 3 ） の 手 続 完 了 前 に 生 じ た 損 害 に つ い て は 、 当 行 は 責 任 を 負 い ま せ ン 。

（ 5 ） 上 記 （ 1 ） の 届 出 事 項 変 更 の 届 出 を 怠 っ た た め 、 当 行 か ら な さ れ た 通 知 ま た は 送 付 さ れ た 書 類 等 が 延 着 し 、 ま た は 到 着 し な か っ た 場 合 に は 、 通 常 到 達 す べ き 時 に 到 着 し た も の と し ま す 。

## 8. 損害負担等

( 1 ) 本サービスの利用に関し、天災・火災・騒乱等の不可抗力またはコンピュータ及び付帯設備等あるいは通信回線の故障その他当行の責に帰すことのできない事由により発生した連絡不能または遅延などによる一切の損害については、当行は責任を負いません。

( 2 ) 当行が申込書等の印影を利用者の届出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、申込書等・印章について偽造・変造・盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は利用者の負担とし、利用者は申込書の記載にしたがって責任を負うものとします。

#### **9. 問題発生時の解決**

利用者および当行は、データ授受に関して生じた問題の解決にあたり、その責任の範囲が明確でないときは、当行または C M S センターの機械記録を基にその問題解決にあたるものとします。

#### **10. 取扱手数料**

NTT データ所定の申込書および当行所定の申込書により利用者が取扱手数料引落指定口座を当行預金口座とした場合、当行は NTT データ所定の日に取扱手数料引落指定口座から、NTT データ所定の手数料及び税額の合計金額を口座振替の方法により引落すものとします。この場合、預金規定・当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・ID カード・払戻請求書の提出または小切手の振出は不要とします。

#### **11. (新設) 規定の変更**

( 1 ) 法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他諸般の状況変化その他の理由によりこの規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合は、当行は変更内容について店頭または当行ホームページへの掲示や郵送等適宜の方法で、改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその適用開始日を告知することにより、これを変更できるものとします。かかる変更は、告知において定める適用開始日から適用されるものとします。

( 2 ) 本利用規定が店頭備え付けの利用申込書その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため利用者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上

登録 No.11624 23.1